

令和7年度から開始した「多子世帯の大学等授業料等無償化」は、これまで、アルバイト等の年収が103万円以下の方を、多子世帯の子供としてカウントしていたところ、いわゆる「103万円の壁」を見直す令和7年度税制改正を踏まえ、大学生年代(19歳以上23歳未満)の方については、年収160万円以下であれば、多子世帯の子供としてカウントすることとしました。

※以下は、令和8年10月分の判定から適用されますが、当該月分の判定は令和7年1月～12月分の収入状況等により行われます。

令和7年12月31日時点の年齢	扶養する子供にカウントされる年収
23歳以上	123万円以下
19歳以上23歳未満	160万円以下
19歳未満	123万円以下

具体例

アルバイト収入の額
0円



大学生(令和7年12月31日時点で20歳)

160万円

160万円以下であれば、扶養する子供にカウント※

対象外

★低所得者世帯として、給付型奨学金の支援を受ける方については、年収が160万円以下であっても、当該年収の額に応じて支援額が減少する場合があります。



高校生(令和7年12月31日時点で16歳)

123万円

123万円以下であれば、扶養する子供にカウント

対象外



高校生(令和7年12月31日時点で15歳)

※上記の年収は給与収入の額であり、フードデリバリー配達員など個人事業主の事業所得の場合は、95万円以下となります。